### 令和6年度 第4回大和市障がい者福祉計画審議会 会議録 (要旨)

場所 大和市保健福祉センター5階 501会議室

出席委員 委員【11名】

傍聴人 1名

#### 会議次第

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 諮問
- 4. 報告事項

(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理について 【資料1】

(2) 障がい者福祉計画の進行管理について 【資料2】

(3) 次期計画策定に係るヒアリング調査の結果について 【資料3】

- 5. 審議事項
- (1) 次期障がい者福祉計画素案の検討について

【資料4-1、4-2-1、4-2-2、4-3】

6. その他

今後のスケジュールについて

【資料5】

#### 【報告・検討要旨】

# 報告(1) 【障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理について】

事務局:【資料1に基づいて説明】

⇒ 質疑・意見等なし

## 報告(2) 【障がい者福祉計画の進行管理について】

事務局:【資料2に基づいて説明】

(質問) 2-4 「避難行動要支援者」の人数は、その年の新規登録者数か。 また、総数は把握できているか。

⇒ 新規登録者数ではなく、総数を表記している。

(質問)「こどもの発達相談支援システム」が3-1と3-3で、別の事業として 記載している理由は。

 $\Rightarrow$  3-1 は相談の件数、3-3 は相談後の事業に参加した人数を記載している。

- (質問) 3-7「障がい者(児)歯科健診事業」を廃止した理由を詳細に。
  - ⇒ 保健センター2階の歯科検診室の利用者が年々減少していることと 市内のB型就労支援施設等で歯科衛生教室を実施しているため。
- (意見) 3-6「経済的自立の支援」の"②特別障害者手当"の実績数値は延人数で表記されていて、多くの障がい者に支給されていると思われるが、実人数は120人程度しかいない。正しく現状を把握してもらうために、表記方法を実人数に修正した方が良い。
  - ⇒ 表記方法については、次回以降に検討
- (質問) 3-6「経済的自立の支援」の"心身障害者医療費助成事業"の助成者 数が令和3年度からほとんど増えていないのは、この事業を充実させ る意向はないということか。
  - ⇒ 現状の制度においての推移で、充実させていくには条例改正が必要 になってくる(今回の実績は、現行計画の取組における実績)

### 報告(3) 【次期計画策定に係るヒアリング調査の結果について】

事務局:【資料3に基づいて説明】

⇒ 福祉人材・ボランティア不足に対する意見 (高齢者も働ける人が多いので、年齢制限を上げることを検討してはどうか。)

#### 【審議要旨】

## 審議(1) 【次期障がい者福祉計画素案の検討について】

事務局:【資料4-1、4-2-1、4-2-2、4-3に基づいて説明】

委員: "医療費助成制度" を、「3-7 保健・医療の充実」ではなく、「3-6 経済的自立の支援」に含めた意図は。

事務局:特段、意図はなく、自治体によっては保健・医療の部分に記載していたり、経済 的支援の部分に記載していたり、と異なる。

委員:72ページに記載している市の助成制度の見直しの検討は、しっかり進めてほしい。

会長:資料4-1で答申する流れで良いか。

委員:72 ページの"市の助成制度の見直し"を"心身障害者医療費助成制度の見直し"という文言に修正してもらいたい。

事務局:文言の修正は可能。

委員:医療費の助成制度について掲載する箇所(3-6、3-7)は、今一度、検討した方がよいのでは。

事務局:主な取り組みとして、3-6 経済的支援、3-7 保健・医療の両方に記載する 内容といたします。

会長 それでは、資料4-1について、今いただいた意見を加えて答申したいと思います。文章の表現等軽微な修正については、会長に一任していただけますか。

委員:(了承)

### 議題6 【その他】

事務局:【今後のスケジュールについて説明】

事務局:第5回審議会を1月21日に開催する予定でしたが、今回の審議会にて、心身障害者医療費助成事業を3-6経済的自立の支援と3-7保健・医療の充実の両方の主な取り組みに記載する修正を加えた素案で答申することを承認いただいたので、第5回目の審議会は開催せずに、会長より答申いただく流れとします。パブリックコメントについては、1月の答申後、2月の上旬から3月の上旬にかけて実施し、パブリックコメントで提出された意見等を踏まえて、3月中に計画を仕上げる予定。

委員:パブリックコメント実施についての広報はどのように行われるか。

事務局: 広報やまと2月号に掲載するととともに、市のホームページで周知する。また、 市の公共施設(コミュニティセンターなど 35 か所)では見本を配付して、幅広 く書面または電子申請での意見聴取を行う。委員や事業所に直接アナウンスは 行わない。

以上